

平成27年度第6回国立市立学校給食センター運営審議会
記録(要旨)

日 時 平成28年5月26日(木)午後2時から午後3時20分
場 所 国立市立学校第一給食センター会議室
出席委員 17名
欠席委員 1名
傍 聴 3名
市 役 所 2名(薄井特命担当部長、古川教育総務課主査)
事 務 局 4名(本多所長、佐藤主査、山本主任、久保主事)
議 題 事業報告について(資料1)
給食センター整備基本計画策定の状況について(資料2)
その他(資料3)

【会長】 定刻になりましたので、開会いたします。

議事に入る前に事務局から連絡事項があります。

【事務局】 平成28年4月1日付で事務局職員の人事異動がありまして、前主査の太田主査が北図書館に異動し、後任に市民課から佐藤主査が給食センター主査として異動してきましたので、紹介します。

それから、本日、事務局の傍聴ということで、政策経営部の特命担当部長の薄井と、教育総務課の教育施設担当主査の古川も出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、これより平成27年度第6回国立市立学校給食センター運営審議会を開始いたします。

本日の出欠席ですが、稲見委員から欠席の連絡をいただいております。

本日の会議ですが、私が午後に学校の会議の予定があって、午後3時20分にはセンターを出なければなりませんので、もし議事の途中であれば、酒井委員に議長を代わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をいたします。事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】 各委員に資料1の事業報告から資料3までを事前に郵送にて送付しております。それから、平成27年度第6回国立市立学校給食センター運営審議会次第を

机上配付しております。

【会長】 それでは、議事に入ります。議題 1、事業報告について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 議題 1 の事業報告について報告いたします。

今回は 2 月の第 5 回運営審議会から本日までの分です。主なところでは、3 月 2 日に給食センター更新計画に関する検討部会を開催しました。3 月 4 日に多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会があり、当給食センターにて開催されています。3 月 22 日に 3 学期の中学校給食、23 日に小学校給食が終了しました。

4 月 8 日から新年度の小学校給食、11 日に中学校給食を開始しました。4 月 26 日に給食センター更新計画に関する検討部会を開催、28 日に国立市公共施設マネジメント検討委員会が開催され、給食センター整備基本計画案について給食センター所長が説明をしました。

5 月 11 日に多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食运营管理研究部会が青梅市役所で開催され、主査が出席しています。13 日に場長会が武蔵村山市役所で開催され、所長が出席しました。17 日に公共施設マネジメント推進本部が開催され、給食センター整備基本計画案について給食センター所長が説明し、内容について確認がされました。

次のページ以降は給食センターでの検査結果、外部検査機関における放射性物質の測定結果及び給食物資の産地資料です。

なお、2 月の運営審議会でも説明しましたが、従来放射性物質の測定結果と、給食物資の産地についての印刷物は別々に保護者へ配布していましたが、庁内印刷物の節減から、内容とレイアウトを変更して 1 枚の原稿にまとめて配布しているところです。

報告については以上です。

【会長】 事業報告が事務局からありましたが、ご質問等ありましたらお願いいたします。小川委員。

【小川委員】 この中に書かれていないことなのですが、前回の事業報告に当たると思い、質問です。前回の第 5 回運営審議会に、私たちはこの審議会として意見書を市の教育委員会宛てに提出しました。その後、各自宅に整備基本計画案が送られてきて、本当に意見を出せてよかったと思っています。その 2 つの意見に関して 2 月に開かれる市教委に間に合うように提出するため、私たちも急いでしました。市教委でどのようにこれが取り扱われたか、また、その後の委員会など市議会でこれがどのように報告されたかなど、今日、教育委員会からも来ていらっしゃるので、その辺を教えてい

ただけないでしょうか。

【会長】 前回の意見書の取り扱い等について質問がありましたので、お願いします。

【事務局】 前回意見ということで出され、その出された意見について内容を精査するということが第5回運営審議会終了したと思いますが、その後録音テープを速記社に出し議事録として戻ってきた段階でさらにそのテープをもう一度聞きながら趣旨を事務局で精査させていただき、2点の意見について意見書として、文案を作成しました。その文案を郵送で各委員に「この内容で出しますけれども、よろしいでしょうか」ということで出させていただきました。その内容を確認した上で3月22日開催の国立市教育委員会第3回定例会の場において、給食センター運営審議会の意見書の内容について報告を申し上げたところです。

3月の市議会総務文教委員会がありました。まだ内容を精査している段階ということと、意見ということで慎重に取りまとめなければいけないということはありませんでした。定例市教委の中で教育委員からは特段の質問はありませんでした。

【小川委員】 わかりました。それでは、市教委に出したのですが、その後4月、5月に何回か公共施設マネジメント検討委員会なり推進本部が開かれています。そこでは私たち保護者参加のこの審議会から出された2つの意見が皆さんに伝えられ、それを受けとめた上で今回資料が出てきているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。まず民設民営を検討の対象から外すということと、それから、もう少し内容を慎重に比較検討するという趣旨であったと記憶しています。民設民営については、この後議題の中で説明しますが、基本的にはその後の検討部会の中で、精査した中で比較優位であるという結論を出した手法の中には、民設民営は入ってきていませんので、そういう意味では検討部会の中で反映されたと理解しております。

もう1点の比較検討については、基本理念を改めて踏まえた上でもう一度内容の比較等検討部会の中で精査した中で、今回の計画案の中に盛り込んだつもりです。

【小川委員】 わかりました。

【会長】 ほかに事業報告について質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。 それでは、事業報告については以上で終わらせていただきます。

議題の2、国立市立学校給食センター整備基本計画（案）について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議題（2）国立市立学校給食センター整備基本計画（案）について説明いたします。

なお、資料については資料2 - 1と資料2 - 2に分かれています。基本計画（案）は資料2 - 2になりまして、ページ数が多いものとなっています。それ以外に資料2 - 1として、この計画（案）の概要版として国立市立学校給食センター整備基本計画（案）概要を出させていただきます。

説明につきましては、資料2 - 1の国立市立学校給食センター整備基本計画（案）概要について説明をさせていただきます。資料2の本編の国立市立学校給食センター整備基本計画（案）は、適宜ご参照ください。

それでは、本整備基本計画の検討についてですが、2月の第5回学校給食センター運営審議会での説明内容及び3月の国立市議会総務文教委員会での給食センターの更新計画に関する検討部会の検討状況の報告内容骨子をベースとして、その後付帯事業等の検討も加えて今回の基本計画（案）としてまとめたものです。

1番の（2）の本計画の位置づけですが、本計画は今後の給食提供施設の基本的な方針を策定するため、望ましい給食提供方式を定めるとともに基本的な理念や性能を明確にしています。その上で、平成28年度以降の具体的な事業の検討に向けて、公民連携等の事業手法の比較・考察や整備地の条件等の施設整備に係る基礎的な論点整理を加え、今後の給食提供施設更新の基礎的な計画として位置付けるものです。

次に、2番の現状や課題の整理ですが、施設・設備等の老朽化、安全・衛生の確保、食育への取り組み、公共施設としての役割、立地条件の5つが挙げられており、その対応が必要とされています。

次に3番の国立市の給食提供における今後の基本理念ですが、ここにあるように、（1）食の安全性の確保、（2）給食サービスレベル等の向上、（3）労務環境及び環境負荷への配慮、（4）市民・学校等と連携した給食づくり、（5）付加価値の創造の5つを挙げています。

次に4番、各給食提供方式の検討ですが、（2）にある比較項目により検討を行い、提供給食の水準・人員配置・費用等でバランスがよく、アレルギー等への対応も可能なセンター方式を採用するとしています。

2ページへ行きまして、5番、国立市の給食提供施設の今後の方向性ですが、現施設における課題をまとめ、新たな施設でのセンター方式の建て替えを行うとしています。

次に、6番、新学校給食センターの基本性能については、既存の第一、第二学校給食センターの統合を前提として、基本理念の達成を図るため国立市の新学校給食センターの基本性能を（1）の施設規模等から（6）付帯事業等までの6つとしています。

次に、7番、事業手法の検討ですが、既存の運営方式である公設公営方式に加え、PFI等の民間の創意工夫を生かすことのできる手法との比較・検討を行い、PFI手法やPFI的手法、公設民営方式が優位であり、今後はこれらの方式での事業検討を進めることが妥当であるとしてしました。

次に、3ページになりますが、8番にあるように、事業形態等については記載のとおりに整理をしたところです。

次に9番、付帯事業等の検討ですが、国立市を取り巻く状況なども勘案し、担当部課のヒアリング、それから業者アンケートなども行い、考えられる付帯事業と主な効果を記載しています。また、想定リスクについても記載をしています。

最後に、10番、今後の検討に向けてにおいて、新しい敷地でのセンター方式での給食提供、そして、運営手法は一括発注することにより、市の要求した水準に加えて民間ノウハウの活用の幅が広がり、コスト低減、サービス水準の向上も期待可能であるPFI手法等の公民連携手法が優位としてしました。また、現在運営されている国立市立学校給食センター運営審議会や学校給食献立作成委員会等は今後も引き続き活動を行い、学校及び保護者がかかわることが可能な体制とします。今後の取り組みとしては、下の流れ図のように整備可能な土地を探し、用途をつけた後に付帯事業、付加機能の決定、PFI導入可能性調査を行い、基本設計・実施設計に入り、整備工事を進めていくものであります。

説明は以上です。

【会長】 概要版を基にしながら内容の概要について今説明がありましたが、全体を通して質問を受けたいと思います。唐澤委員。

【唐澤委員】 2点に絞って質問いたします。

3ページの10番、今後の検討に向けてというところというか全体を通してですが、今国立市の給食の中で取り組んでいる放射能の検査についての言及がこの案では一切記載されていません。今給食センターで実施している3.11以降の放射能検査というのは、国立市という自治体の特徴でもあり、それを保護者が望んでいるわけですが、実施できていない自治体もある中、かなり評価をしています。保護者としては、国立市は検査をずっとやってきたということ、そして、年間100以上の検査をするため予算を大きく割いていることについてです。何年後になるかわからないという話で放射能の問題も少しずつ減ってはきているかなと思いますが、やはり半減期で30年という話なので、これからも続けていただきたい。そうすると、この検討資料に放射能のことが一切抜け落ちているということがどういうことなのかと、かなり懸念を

覚えます。検討部会の中で放射能の検査について何か話し合いがなされたのか、それとも全く抜け落ちているのか、もし抜け落ちているとしたら、その検査の体制を更新計画の実施後も続けるということはぜひ検討課題にというか、検討課題ではなくても入れていただきたい、今実施されていることを継続していただきたいというのが大きな願いです。

質問としては、実際に検討部会ではどのように放射能の問題について検討されたのか、されていないのかについてお答えください。それが1つです。

次にPFI事業、PFI手法が大きな可能性として出てきたと思うのですが、事業期間が15年を基本とするということが書かれていて、そうすると、15年ごとに事業者の再検討なり、15年ごとにまた事業者を選定し直すということになるのでしょうか。15年経つとどのようなことが起こるのか理解できていないので、教えてください。

【会長】 2点ですね。放射能検査がどういう形でこの中に反映されていくのかという質問と、ぜひ位置づけていただきたいという意見です。あとはPFI方式について、15年ごとと書いてありますが、そのあたり詳しく話してほしいということです。

【事務局】 1点目の放射能検査の関係ですが、確かにこの計画の中には入っていませんが、放射能については現段階では行政が責任を持って引き続き検査を行っていくということで考えているので、この計画には入っていませんし、検討部会の中でも検査をどうするかという議論にものすごく時間を割いたということもありませんでしたが、当然放射能検査は継続して行政が責任を持ってやっていくということでは考えているところです。

次にPFIの関係ですが、2番目のPFIについては、15年というのが1つの目途です。これは一般的な話で、15年の段階で当然施設や機器等が老朽化してくるということあるので、そのまま施設を継続するかどうか新たな検討が入り、同じ業者のまま引き続き年数を延ばして運営をお願いするのか、または新しい業者に運営を任すのかということ、15年たった段階で1つの区切りとして考えるということです。

ただ、あくまでも15年が確定ということではありません。一般的に15年が1つの目途だと考えています。

【会長】 1点目は、この計画の中に放射能検査を位置づけるかどうかをきちんと明記していくということですね。

【事務局】 確かに計画の中には盛り込まれていないのですが、放射能検査は、給食センターに限らず他の環境関係でも実施しているところですので、市の施策として当

然実施すべきものとして継続して実施していきます。民間業者に放射能検査をやらせることは、普通は考えられないということもあり、検体については市が責任を持って測定をしていかななくてはいけないということが前提条件としてあるので、あえて計画の中には盛り込まなかったというところですが、この計画の中に盛り込むべきというご意見も今ありましたので、検討課題ということで持ち帰らせていただければと思います。

【唐澤委員】 今の放射能検査は市の施策として当然やっていくべきことであるという答えはすごくありがたいというか、そこまで市が思ってくれている施策だと思うのですが、どこかその根拠となる市の施策、環境課とかの文章がどこかに欲しいなと思います。もし既にあるのであれば、次回で結構ですので、お示しいただきたいというのが1つ。

確かにPFIになった場合に民間の業者にやらせるというのは難しいことは重々承知していますが、例えば、盛り込んでいただくのであれば、現在、3ページ目の10の(3)の提供施設の運営の仕組みについてというところの2項目目に現在運営されている運営審議会や学校給食献立作成委員会等云々という、市がこれからも運営主体を確保するというを示している部分に書き加えていただくのはどうだろうかと思った次第です。民間に渡すのではなく、市の運営主体を確保するという意味で、食材の検査も引き続き市で責任を持って行っていくという文面が欲しいと思いました。

【事務局】 この場で入れる、入れないというのは即答できませんが、当然意見を承った上で検討していきたいと思っています。

ただ、繰り返しになりますが、検査をやめるということは一切考えていません。

【会長】 そのほかに質問がありますか。竹内委員。

【竹内委員】 今の件ですが、色々な意見があって、もう時間も経っていてほとんど放射能も出ていないからあまり気にならないという方もいれば、やっぱり気になるという方もいて、それぞれだと思います。所長の話で民間には頼めないというのを前提にした場合、PFI的な手法で公設民営なり民営になっている場合、市が責任を持ってやるという時にどのようなイメージで検査をするのですか。

【事務局】 実際のやり方を説明すると、調理場でできた検体を事務室の測定器で測るということを、給食実施日に実施しています。新しいセンターにも事務室はあるので、場内で出来たものを検体として作り、それを事務室で職員が検査をするという、今と変わりはないというイメージで考えています。

【竹内委員】 国立市の職員がそこに常駐していて、その方がその場で実施するというのを想定しているのですか。

【事務局】 そういう想定です。

【竹内委員】 これも意見ですが、唐澤委員が話されたように、ほかの自治体でやってほしいという声があっても何となく見過ごしたり、あえてそういう声を聞かなかったりするようなシーンがあると思います。私はそこまでこだわっていないけれども、似たような問題が発生したときにちゃんと聞いてくれるかというのが1つの試金石としてきいてくるわけです。国立市は行政が市民の声にしっかり対応している、いい意味での事例だと思います。こういうことがちゃんとできていると、何か問題が発生した時にしっかりまた全部やってくれる、別の放射能とは限らない問題もやってくれるというのがあるので、これは一種の成果として書いて欲しいと思います。

概要版で、2ページの6、右側の(2)に食の安全性の確保とあります。今ここで4行使っていますが、ここに食材の安全性、残留放射能とか、この概要を検索かけて放射能と入れると1か所ヒットするようなものを入れていただいた方がよいのでは。これをさすがにやめろという人はあまりいないと思うので、最後の唐澤委員が話された10の今後の検討に向けてというのもそうですが、食の安全性にかかわるので、放射能という言葉を含弧書きみたいな感じで食の安全性に書いて欲しいというのが私の強い意見です。

【事務局】 今竹内委員が話された通りで、まさに食の安全性の確保の部分に係る問題でありますので、今の内容が文面に入れられるかどうか検討させていただきたいと思えます。

【会長】 ほかにございますか。小川委員。

【小川委員】 3ページの左上の経済性とサービスの中身について質問します。最終的に市が今回採られた手法というのがPFI手法等ということで、総合的な判断として、青の二重丸がついているのはPFI的手法のDBO方式と、あとPFI手法の2つに丸がついています。ただ、2つを見ると丸が多いのはPFI手法になっているので、こちらを採られていくようにも思えるのですが、DBO方式、PFI的手法とPFI手法とでは、どこが大きく違うのかを説明していただきたいということが1つ。

あと、私たちが日野市で見てきた調理場だけを民間委託にする在り方は、私たちはこの場でもかなり議論もし、あり得るのかなと思いましたが、それはどの方式なり手法に入るのか教えていただきたい。

【事務局】 PFI手法とPFI的手法の大きな違いは、PFI手法は民間資金を活

用して給食センターの設計・建設、運営まで全て民間にお願いするというのが大きな特色です。P F I的手法はP F I手法に似ていますが、資金は市（公）で用意するというところが一番大きな違いです。

それから、民間に、例えば調理とか一部委託するという形態ですが、それはここでいう公設民営になってくると考えています。建物の施工までは全部市で行って、運営に関しては民間委託、それが調理なのか、配送なのか、配膳なのかというのはその時の判断によって変わるとは思いますが、基本的には建物建設までは全て市でやって、その運営については市から民間に委託をかけるという公設民営方式という形になるかと思っています。

【小川委員】 それでは、私たちが日野市などで見てきたものは公設民営方式だなという感じが今はいたしました。

P F I方式ですと、完全に民間の資金を使い民間が運営すると民設民営とどう違うのかという気がしましたが、ほとんどかわらないことになるようにも聞こえました。例えば、栄養士たちの位置付けなどはP F I的手法、P F I手法をとった場合、どのようになるのでしょうか。

【事務局】 栄養士についてはわからない部分もありますが、運営に関していうと、市の栄養士をなくしていくということは全く考えていませんので、市の栄養士が献立の作成と食材の調達など全部責任を持って入っていくという考え方です。栄養士まで民間に任せるということは全く考えていません。

【小川委員】 全く考えていないということですが、この中に位置づけられるということで、運営のあり方も全部民間事業者に委託するのではないのも含めてP F I的手法であり、P F I手法だと理解しました。

日野で見てきたものは公設民営でよろしいですね。

【事務局】 公設民営です。日野は民間に調理を委託しているということなので、日野市で作った施設の中で民間委託した調理員が働いています。ただし、栄養士は市の栄養士です。それと同じような形に国立の給食センターもしていきたいという考え方です、栄養士は市の職員として責任を持って調理等の指導にも全部入っていくという形です。

民設民営とP F Iとどう違うかということになりますが、P F Iの場合はS P Cという特別目的会社、直接調理などを受託する会社ではない会社を作り、そこに市の要求水準を全て盛り込んだものをその会社にやってもらい、その中に栄養士の役割を仕様書などの形で盛り込んでいくということがあります。民設民営だとそこまで仕様書

に盛り込むというのは現実的には無理かなと思われるので、その辺が大きな違いではないかと思っています。

【小川委員】 そのPFIの導入の可能性調査というのが2年目に入っています。これは今検討しているよりさらに、例えば、コンサルなどに頼んで2年後にこの可能性調査をするということを今考えているのか確認をさせてください。

【事務局】 ここにあるPFI導入可能性調査は、委託で実施することになります。具体的にはコンサル会社にお願いすることになります。その時期ですが、給食センターの土地は取得していないけれども、その前段階での給食センターのイメージはこの基本計画の案に基づいて作りましたので、そこから先はまず土地を取得し、その取得した土地の中でどのような形態でやっていけるかというところをPFI導入可能性調査の委託の中でやっていくということです。その時に公設公営も含めてどの手法が一番いいのか委託の中で検討していく形になります。

【小川委員】 公設公営まで含めて2年後の段階でもまだ考えるということですね。少し驚きました。私たちの中には公設公営がいいという意見もかなりあったので、2年後にもそれを検討しているということになります。そうすると、今の段階の検討はどの位置付けになるのか、少し不安になってしまうのですが。

【事務局】 基本的にこの計画に基づいてということになります。公民連携手法が優位ということで結論づけたので、これを目指していくことになります。

PFI導入可能性調査委託の中では、いわゆるコストが公設公営でやった場合、またPFIでやったら、公設民営でやったらどれぐらいかかるかというのを、比較検討するのも可能性調査の中の1つの項目なので、コストの比較という部分では公設公営の部分も入ってくるという理解でよろしいかと思います。

ただ、目指すものはやはり公民連携手法というところのPFI的手法、またはPFI手法ということに今の段階では考えています。

【小川委員】 今回多分初めて見たと私は思っているのですが、付帯事業等の検討という中に、かなり付帯事業をつけるということが出てきました。この資料は今回委員会なり議会から出た意見も含めてつくられたと冒頭の説明にありましたが、ここに書いてある就学前園児への給食提供や、長期休暇時の学童の保育所など、これは全部出た意見をここに並べたということなんでしょうか。それで、来年付帯事業、付加機能の決定をしていくというのは、土地の取得などの交渉が始まり、PFIのコンサルを入れて可能性の調査の前にこういった事業を付帯として国立市は行っていきたくかを来年決めるという考えを、今日示されたという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 来年決めるということは今この段階では申し上げられません。それは、土地が来年までに取得できるかどうかにかかってきますので、土地を取得した後、その取得した土地の中でどのような付帯事業ができるか検討しなければならないので、土地の取得時期がいつかによって付帯事業の検討時期もずれてくることになるかと思えます。

もう1点ご指摘の件ですが、2月に行われた給食センター運営審議会と3月の市議会の総務文教委員会の中で、付帯事業についてどのように考えているかというところまでの言及はありませんでした。その後、検討部会と理事者等の調整の中でそのような議論が出てきた中で、可能性のある児童関連施設の主管課と、高齢者関係、防災関係等の担当課長にヒアリングを行い、国立市の現状を考える中で給食センターに付帯事業をつけるとしたらどのようなものがメニューとして考えられるかをアンケートで聞きながら、それとPFI事業者がどの程度まで給食センター以外の付帯事業が出来るのか業者アンケートも採った中で、この計画に盛り込んできたところです。

【竹内委員】 PFI的なものの導入の可能性の調査を今後していくというのは、土地取得後のイメージですね、その時にお願いというか提案ですが、この厚い方の整備基本計画(案)に各種方式の比較検討がされていて、49ページに事業手法の評価がありますが、これは経済性とか、財政負担というのが3段階で概念的に整理されているのですが、本来であれば厚い方の12ページ、2.2.5、学校給食に係る費用、ここに全部総費用が書いてあって、人件費がどのくらいとか、審議会の経費とか、保護者負担がどのくらいで、1食当たり幾らなのかというのが書いてあるので、その上でどのくらい財政負担が減るとか、経済性があるのかというのが出てくるべきで、論点整理はすごく大事なのですが、実際に幾らかかっているのか当然知りたいなと思えます。

関連して、56ページ、57ページ、表の95、全部網羅的なものだと思うのですが、それぞれ幾らかかっているのか、あるいは民営化の効果みたいなものを検討段階でぜひやっていただきたい。私は国立市の保育審議会の副会長もしていて、この間民営化についての基本的な考え方の答申を出してきたところですが、あちらは補助金などが大体どのくらいのものなのかが出てくるので、こちらもぜひそれをやっていただきたいと思えます。その結果、ものすごく財政負担が減る、逆に今の水準のお金を出せばもっといいものができるのであればいいかもしれませんし、あるいは大して削減にならないのに、こちらのコントロールを手放すこともあるので、2013年の財政健全化の答申に給食センターも民営化も書いてあり、それを受けての議論だと思う

のですが、もう少し慎重に数字を出して議論していただいた方がいいかなという気がします。これは意見です。

【事務局】 意見ありがとうございます。確かに数字を出すというのは非常に大事なことであり、慎重にしなければならないというところです。現段階で本編にも書いてありますが、想定 of 給食センターの敷地面積、食数、建築面積 2,000㎡程度と書いてあったと思いますが、検討部会の中で想定 of 数字等は出てきております。

ただ、この計画の中に出すべき数字ではないと思っています。まだ土地も決まっておらず、土地の大きさ、形状により、建てられる給食センターの建物の内容も当然違ってきますので、先に想定 of 数字だけでひとり歩きするというのは非常に危険なことだと思いますので、給食センターの敷地が決まる前までの計画としてはこれが出せる限界と考えています。

今後土地を取得した後、導入可能性調査等が入ってくると、具体的な数字がいろいろ出てきた中でどちらが高い、どちらが安いということは当然出てくると考えています。

【会長】 ほかに。中西委員。

【中西委員】 ブルーの資料の1ページ目と3ページ目、1枚目ですと、右の(4)市民・学校等と連携した給食づくりのところに、1行目、運営審議会や献立作成委員会等とあるのですが、物資納入業者選定委員会もこの等の中に含まれているのですか。市民がかかわることができる委員会は献立作成と審議会だけではないと思うので、3ページ目にも抜けていて、前回の審議会で出された資料も物資納入委員会が抜けていたので、外されるのかと不安になったのですが、お願いします。

【事務局】 物資の選定までは市で責任を持ってやらなければいけないと考えています。したがって、ここの文面の中に入っていないませんが、この等という中には当然物資選定委員会も入っているとご理解いただければと思います。

【会長】 ほかにありますか。

それでは、議題2については以上にさせていただきます。

その他について資料の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】 議題(3)その他として、事前にお配りした資料3についてです。

2月の第5回給食センター運営審議会において過去の前年度繰越金についてのおおむね10年分程度の資料の請求があったので、今回資料3として配付しました。

ここにある数値ですが、平成27年度に書いてある数字は前年度繰越金、平成26年度からの繰越金が1,804万3,823円となっています。その前の年度に比べて

920万から1,800万に増えています。これは2月の運営審議会でも説明しましたが、平成26年4月に消費税が5%から8%に増税され、物資価格への影響が、1学期の推移を見た中で懸念されたということがありました。平成26年度2学期以降に、1食当たりの単価を抑えさせていただきました。決算が出てきて、結果的には物資の1食当たりの単価を抑制し過ぎてしまったということが1つです。

それから、平成26年度の現年度の徴収率ですが、99.33%となって、徴収率だけで言えば、平成26年度含む11年間で最も高い徴収率を記録したということがあります。また、学校行事等で、予定されていた年間の給食回数を下回るというのが年度毎にかなり変動があるということで、そのような要因が重なりあって、結果的に繰越金が増えた結果となってしまったところです。

今後については、この前年度繰越金を徐々に減らしていく形で、平成28年度において1食当たりの単価を調整していきたいと考えています。

また、平成26年度より牛乳について高付加価値牛乳地域利用推進事業という国から1本当たり4円の奨励金の交付を受けております。これは国から出る補助金のようなものですが、牛乳1本当たり4円で、これは直接給食センターに入ってくるお金ではなく、牛乳業者の東毛酪農業に国から学乳協議会を通してお金が入ってくるものです。26年度よりこの制度が使えるということになり、請求の段階で本来であれば契約単価が52円60銭のところ、そこから4円を引いた額でこちらに請求してもらうということをして26年度から続けています。

ところが、28年度から、この制度自体は29年度まで継続する予定になっているところですが、28年度より1本当たり2円に減額されることに決定しました。これにより28年度から1本当たり2円牛乳単価が上がることになるので、これも前年度の繰越金が減っていく要因になるかと考えています。

このようなことから、28年度は収支状況をこれまで以上によく見ながら1食当たりの単価を調整していくことで対応していきたいと思えます。

【会長】 大きく3点の理由がありました。消費税の関係で給食の単価を下げたことで余剰金が発生した。それと、行事によって給食の回数が少なくなったこと。それから、予想以上に徴収率が高かったことで、繰越金が増えたということです。これは、牛乳の補助金が2円少なくなるところと、1食当たりの単価で調整をして繰越金の金額を下げていきたいという説明でした。何かご質問・意見等ありますか。

唐澤委員。

【唐澤委員】 前回、繰越金の10年分の推移をお願いした時に、繰越金がなぜ必要

かという説明で、4月の新年度から就学援助分の給食費が入る7月までの支払分にあてる資金運転のためにも必要だということで、額の大小ではなく必ず繰越金を発生させなければならない主な理由だったと思います。その4・5・6・7月の収支に対して、繰越金としてその額が適正かどうかということも検討課題になったのではないかと理解していました。前回の資料を見ればわかるはずなのですが、要するに、4月から7月の食材費の支出に対して就学援助が入ってこない間に赤字になる額を大幅に繰越額が超えてはいけないと思うのですが、その額を教えていただけないでしょうか。

【事務局】 就学援助が1学期分に入るのが8月の中旬以降、下旬近くになります。概ね1,000万円程度が入ってくるので、それまでは繰越した金額と、就学援助者以外の5月以降に集める給食費の中で賄わなければなりません。4月から7月分の食材費については、一定の金額はやはり必要だと考えています。これが、幾らが適正かというのは少し難しい部分もありますが、26年度が925万の前年度繰越金だったということなので、この程度または1,000万程度の金額は必要だという理解です。

【唐澤委員】 すると、27年度はやはり多いということなのでしょうか。

【事務局】 1,800万は明らかに多いと思います。28年度に一遍に収支状況を改善するというのは難しいかと思うので、徐々に1食当たりの単価を調整した中で実施していきたいと思っています。

【唐澤委員】 よくわかりました。1,000万が適正な繰越金額ということで、800万を単価調整して増やしていくということは、その分払った金額よりもいいものを食べられるということになるわけなので、あまり長い年数をかけてやるのもどうかと思います。かといって急に豪華にするのもあり得ないと思うので、そういう問題であるということを伝えておこうかと思います。

【会長】 ほかにこの件について何かご質問・ご意見はありますか。

それでは、資料3についての質問・意見を含めてこれで終了します。

そのほか、何かありますか。

【事務局】 特に今回はありません。

【会長】 ほかはよろしいですか。中西委員。

【中西委員】 給食審議会委員の募集についてですが、その流れを聞かせていただきたいのですが。

【会長】 審議会委員の募集ですか。

【中西委員】 公募です。

【事務局】 公募という形は採っていません。国立市医師会、国立市薬剤師会、獣医生命科学大学、東京都多摩立川保健所などの各団体に推薦依頼をします。また、学校長会へ推薦依頼をします。各学校長宛てには、各学校から給食センター運営審議会の委員、献立作成委員会委員、物資納入業者選定委員会委員、それから学校の先生から給食主任と食育リーダーの代表を出してくださいと市から推薦依頼をし、文書で回答をいただき決定していく形で、公募という形はとっておりません。

【中西委員】 各学校への依頼の流れですが、給食センターから学校に依頼があるのですか。

【会長】 私からお答えしてよろしいでしょうか。このような会が市内にはたくさんあり、それで4月の校長会で11名の校長を割り振りします。先生方についても決めなければならないので、学校を輪番で決めて、その輪番で当たった学校から給食主任、食育リーダーが委員として選出されています。要するに、校長会が要請を受けて委員を出していると理解をしていただければと思います。

【中西委員】 校長会へ依頼するのは給食センターですか。

【会長】 そうです。

【中西委員】 教育委員会ではなく給食センターから校長会へ、ですか。

【会長】 そうです。

【中西委員】 それで、校長会から各校に持ち帰り、献立作成委員と物資納入委員を保護者から募集というか、PTAを経由して決定していると思うのですが、その依頼をかける時期ですが、各学校ではPTA総会で新旧交代するので、総会の開催時期が大体おおむね4月末から5月連休明けあたりに開催されていると思いますが、開催以前に依頼が来ないと委員を総会までに決定することが間に合わなくなるので、依頼の時期については、入学式の前かその直後あたりにないと、段取りとして間に合わなくなってくると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

【会長】 この後事務局に説明してもらいますが、中西委員のご理解が違っているところが1点ありますので、そこだけ説明します。

校長会に依頼があるのは学校長1名と、それから食育リーダーと給食主任の代表を委員として出してほしいという依頼です。それで、PTAの保護者の方の代表は学校を通じてではなく、直接センターからおそらく各学校のPTAまたは会長会みたいなところに依頼をしています。保護者の委員については、学校がPTAに働きかけて委員を出してくださいという形ではないです。学校によってそのPTAと学校の関係が若干違うところがあると思います。だから、どのようなルートでこの会の委員が決ま

るかということは学校によって違うかもしれません。本校の場合は、私からPTAに委員を1名選出してくださいとお願いしているわけではありません。なぜそうなっているのかはわかりません。学校によって少し違っているのかもしれません。

時期については私わからないので、今事務局から説明していただきます。

【事務局】 保護者の代表についてですが、まず、校長先生と先生についてはセンターが校長会にお願いするという形を採っています。それ以外の保護者については各学校長に対して、PTAを通してという言い方はもちろんしておりませんが、給食センター運営審議会の委員の選出をお願いしますということで、文章でお願いしています。

ただ、そこから先、各学校の校長先生がどのようなルートで、PTAを通してなのか、そうじゃないのかというところはわからないところがあります。最終的に校長先生からこの方を推薦いたしましたということで文書が返ってくるので、その方を委員として教育委員会に委嘱の議案を出すという流れです。

【会長】 時期は。

【事務局】 時期の問題ですが、早目に校長会の会長と各校長先生に通知を出すというのは全くやぶさかではございません。

【会長】 本校もPTA総会が5月です。それで、依頼が来るのが4月です。4月の段階ではまだ新年度の体制ができ上がっていないので、どなたをPTAが決めてくるかというのが、総会が終わらないと決まらないのです。だから、おそらくどの学校も総会が終わらないと組織が決まらないので、PTAが決まらないのだと思います。

そんなことはないですか。これも学校によって違うのですね。

【事務局】 センターでは、各学校の校長先生にお願いした先は、各学校の校長先生にお任せしておりますので、どのような形で選任するかわからない部分があります。

【会長】 単にこちらとしてはPTAの総会のときには内定していきたいので、早目に依頼が来るとありがたいということですね。

【中西委員】 そもそもなぜこんな質問をしたかということ、三中と五小はPTAの中に審議会委員が組み込まれていて、役員としても役割を果たすということがあります。ほかの学校はPTAと連動していなくて、審議会に出るだけという学校がほとんどだと思うのですが、総会で承認を得て審議会に出て、審議会だよりを発行し、PTA会長の名前で全家庭に配布しているというのが現状なのです。なので、PTA総会の役員名簿の中に審議会委員も入るわけです、三中、あと五小も。

【会長】 二小は？

【稲田委員】 私の時は、私はPTAの役員になって、校内委員会という給食を運営

するPTAの委員の1人として、その中でさらにまた運営審議委員の担当にあって、お便りは私の名前で出していたのですが、一応二小もPTAの中に組み込まれています。

【会長】 どのようにしていけば一番流れがいいのか、そこを教えていただければ。

【竹内委員】 この話、1回こちらで情報共有してからの方がいいと思います。議事録に残してやるよりは一旦状況等、事情を共有したほうがいいかと思うので、いかがでしょうか。また来年の3月ぐらいの話ですよ。

【堀江委員】 質問したいのは、毎年給食センターから決まった文書で校長先生宛てに審議委員の推薦をお願いしますと出しているのでしょうか。また、その時期が4月のすごく早い段階なのか、どうなのか。

【事務局】 28年度については、4月下旬に各学校長、校長会宛てに依頼の文書を出しました。

【会長】 校長が名前を書いて提出するのですが、決め方については学校によっていろいろあるのです。そこのところは後で竹内委員に調整をしていただいて、どこが問題点なのか、今後どうしていけばいいのかというご意見をいただければと思います。

ほかにございますか。小川委員。

【小川委員】 今日の資料の取り扱いですが、今日の資料は6月に開催される市議会の総務文教委員会に報告するため、それまでの間部外秘とすると書いた文書をいただいています。この資料をいただいたときに、私は二中選出なのでその後開かれるPTAの中で情報を伝えたりもしてきたのですが、どの程度厳密にすればいいのか。6月の総務文教委員会がいつなのかですが、それまではどのくらい厳密に部外秘にすべきなのかを教えていただけないでしょうか。また、その理由もお願いします。

【事務局】 取り扱いについて、必ずこうしなければいけないという取り決めがあるわけではないのですが、ただ、一般的に市議会にこの資料を提出して、委員会の中で説明をした時点で初めて公になるという理解で庁内では捉えています。今各委員に送付した資料を、例えばこのままコピーして配るとか、転載するというのは控えていただければと思います。

公になる時期ですが、総務文教委員会は6月15日ですので、少なくともその日までは取り扱い注意にさせていただきたいと考えています。こちらとしても総務文教委員会が終わった以降は積極的にこの資料を外向けには出していく考えでいるところです。

【堀江委員】 お願いですが、市のホームページにこの給食審議会の資料がPDF形

式でアップされるのですが、タブが何も出されないまま、資料1が例えば1ページから5ページまで、その続きに資料2が始まって、それが何十ページも続いたりすると、資料の何番が見たいといった時、すぐ資料が探せないのです。資料の枚数が少ないときはプルダウンして探せばいいと思うのですが、審議会だよりで、文章の中で資料1についてとか2についてというふうに文章で出しているの、それを読んだ保護者の方がこの資料1って何だろうと思ひ市のホームページを覗いた時に、資料がすぐ探せないと思います。とても不案内なホームページと感じましたので、せめて資料1のタイトルとかタブを出してもう少し見やすい形にさせていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 確かに資料が多い会議の時、それを1つの添付文書として出してしまうとプルダウンしてもなかなかページがめくれないという結果になるかと思ひますので、最低でも資料ごとに、そのかわり添付ファイルの行数が回によっては増えて、ホームページの1つの画面の中では長くなってしまふことはありますけども、今後そのような形で検討したいと思ひます。

【会長】 貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにございますか。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

次回の開催は27年度の最終回ということになります。6月23日2時から予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

了